

2024年度（第16期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

家計状況申告書類提出にあたって

奨学金の選考のためには、家計状況を客観的に証明する各種書類を提出する必要があります。次ページ以降をよく読んで、該当するものを全て提出してください。

提出するもの	<ul style="list-style-type: none">●本学の申請書（forms に添付したもののコピー）●収入計算書（黒ペンまたはボールペンで記入すること。鉛筆、シャープペンシル、消えるペンは不可。）●収入に関する各種証明書類
提出方法	<p>【郵送提出の場合】 〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1 立命館大学 BKC 学生オフィス 奨学金係宛</p> <p>※個人情報のため「特定記録郵便」（履歴の追える方法）で郵送すること。 ※巻末の「郵送出願宛先用紙」を印刷し貼付けて使用してください。 ※手書きの場合は、封筒の表に「～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～提出書類」と朱書きしてください。</p> <p>【窓口提出の場合】 立命館大学 BKC 学生オフィス セントラルアーク 1 階まで持参</p> <p>※窓口開室時間：平日 9：30～11：30、12：30～17：00 （火曜日のみ 12：30～17：00） ※12/28（木）～1/8（月）は冬期休暇のため閉室します。</p>
提出期間 【期限厳守】	<p>2023年12月25日（月）～ 2024年1月10日（水） 郵送の場合、消印有効</p> <p>＜郵便に関わる注意事項＞ 各郵便局の郵便物等の取り扱い時間についてはご自身で確認し、期日までに提出してください。</p>
問い合わせ先	<p>全キャンパス共通：国際教育センター奨学金係 TEL：070-3100-9447 受付時間 平日 9：30～11：30、12：30～17：00 ※12/28（木）～1/8（月）は冬期休暇のため対応できません。</p>

＜個人情報の取り扱いについて＞

今回提出される書類の個人情報については、本奨学金の選考、奨学金支給に関する手続、本学からの連絡、個人が特定されない学内統計資料の作成および今後の奨学金制度の改善を図るためにのみ使用されます。

※本書類での前年とは「2022年1月～12月」、本年とは「2023年1月～12月」を示します。以下の案内を確認し、収入計算書に必要事項を記入し書類を添付してください。

収入に関する証明書類及び「【用紙②】収入計算書」の作成

収入は、原則として本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の2022年（1月～12月）の収入金額で判定します。ただし、本年見込（2023年1月～12月）の収入が、前年（2022年1月～12月）の収入に対して変動している場合は、前年の収入に加えて、本年見込の収入も申告していただく必要があります。その場合は本年見込にて判定します。（収入の若干のゆらぎについては変動に含みません。変動したとは、別の勤務先が変わったり、アルバイトの数が変更になった場合を指します）

また、前年の収入については、全ての証明書類（コピー可）の提出が必要となります。



- ① 配偶者が定職収入の場合は、配偶者の証明書類の提出が必要となります。
- ② 提出された証明書類は返却できません。

提出が必要な証明書類は、前年と本年の収入の変動有無により異なります。以下のいずれかを確認のうえ、証明書類を提出してください。

【収入に関する証明書類】



証明書類の種別と「【用紙②】収入計算書」への収入（見込）額の記入の仕方



- ① 収入に関する金額は、1万円未満を切り捨てて記入します。
- ② 収入金額を推算する必要がある場合（又は日本円に換算する必要がある場合）は、「【用紙②】収入計算書」裏面の余白に計算式を記入してください。
- ③ 収入金額が合理的な金額であるよう申告してください（収入の合計金額を「0万円」とする等、学費や生活費に不十分な金額とはしないでください。）。

収入	対象者		該当する 主な収入	該当年		提出書類	【用紙②】収入計算書に記入する 収入額・収入見込額
	本人	配偶者		前年	本年		
定職	○	○	常勤の収入	○	—	<p>給与所得者： 2022年（1～12月）の「源泉徴収票」のコピー</p> <p>給与所得者以外： 2022年（1～12月）の「確定申告書（控）」又は「市県民税申告書（控）」のコピー</p> <p>※確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書、課税証明書又は税務署発行の納税証明書（その2）のいずれか一つを添付してください。この場合、確定申告書（控）と添付の証明書の対象年度が異なっても差し支えありません。</p> <p>※確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」の第一表及び第二表を添付してください。</p>	<p>給与所得者： 「源泉徴収票」の「支払金額（税の控除前の金額）」</p> <p>給与所得者以外： 「確定申告書（控）」又は「市県民税申告書（控）」の「所得金額」</p> <p>勤務先が3つ以上ある場合は、収入計算書の「定職2」に残りの合計額を記入してください。</p>
	○	○		—	○ (注1)	<p>給与所得者： ・「年収見込証明書」（コピー不可） ・給与明細のコピー（原則として、直近3か月分以上を提出） ・退職証明書</p> <p>給与所得者以外： 帳簿等のコピー</p>	<p>給与所得者： ・「年収見込証明書」の年収見込金額 ・給与明細の控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額</p> <p>給与所得者以外： 帳簿等から所得年額を推算した金額</p> <p>※収入金額を推算する必要がある場合は、【用紙②】収入計算書裏面に計算式を記入。</p>
アルバイト	○	—	定職以外の収入	○	—	「源泉徴収票」、給与支払証明書等のコピー	「源泉徴収票」、給与支払証明書の支払金額
	○	—		—	○ (注2)	<p>・「年収見込証明書」（コピー不可） ・給与明細のコピー（原則として、直近3か月分以上を提出）</p>	<p>・「年収見込証明書」の年収見込金額 ・給与明細の控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額</p> <p>※収入金額を推算する必要がある場合は、【用紙②】収入計算書裏面に計算式を記入。</p> <p>アルバイト先が3つ以上ある場合は、収入計算書の「アルバイト3」に残りの合計額を記入してください。</p>

アルバイト先から源泉徴収票、給料明細書等を受領していない方、退職の証明がない方は、添付の『アルバイト収入報告書』を作成して提出してください。

収入	対象者		該当する 主な収入	該当年		提出書類	【用紙②】収入計算書に記入する 収入額・収入見込額
	本人	配偶者		前年	本年		
父母等からの給付額	○	—	本人の日常生活を営むうえでかかる経費のうち、父母等の家計から支出されたもの ※授業料・通学費等を父母等が支払っている場合は、父母等からの給付額として計上してください。	○	○	給付年額の証明 ※【用紙②】収入計算書裏面の「★父母等からの給付額について」欄に父母等が記入、自署。	自宅通学者 食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給又は本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額 ※日常生活費（食費・住居費・光熱費等）については、世帯全体の年間経費を家族数で割ったものを本人への年間給付額とみなしてください。
							自宅外通学者 金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額 ※父母等からの仕送りによる、授業料・住居費・光熱費の支出等を指します。
奨学金	○	—	貸与・給付奨学金 ※現在申込中のみは除く（注3）	○	—	・奨学金受給額を証明する書類のコピー ・貸与奨学金返還確認票（機構奨学金の場合）のコピー	奨学金の貸与・給付額 奨学金の貸与・給付額及び貸与・給付見込額（機構奨学金で、機関保証の場合は保証料を含む） ※見込額を計算する必要がある場合は、【用紙②】収入計算書裏面に計算式を記入。
				—	○		・失業給付・児童扶養手当等の受給額 ・預貯金取崩しの合計額 ※預貯金を取り崩して生活をしている場合は、取り崩した預貯金額を記入。 ※金額を推算する必要がある場合は、【用紙②】収入計算書裏面に計算式を記入。
その他の収入	○	—	上記いずれにも当てはまらない収入及び預貯金の取崩額等（注4）	○	○	・雇用保険受給資格者証のコピー ・各種手当の通知書のコピー ・生活費の出入れに使用している預貯金通帳（口座名義と直近3か月程度の記帳部分）のコピー	・失業給付・児童扶養手当等の受給額 ・預貯金取崩しの合計額 ※預貯金を取り崩して生活をしている場合は、取り崩した預貯金額を記入。 ※金額を推算する必要がある場合は、【用紙②】収入計算書裏面に計算式を記入。

（注1）定職の本年見込収入金額を計上する場合

- ① 2023年1月以降申込月までに得た収入金額、及び申込月以降2023年12月までの収入見込金額の合計を【用紙②】収入計算書「本年見込用(表)」の「定職 収入額」欄に記入します。
- ② 収入年額の推算については、【用紙②】収入計算書裏面に計算式を記入してください。
 計算式例：5月申込みにあたり、給与明細のコピー（1～4月分）を提出。5～12月分は証明書なし。
 ⇒ (1～4月分の収入金額合計) ÷ 4 × 8 (5～12月分) … 5～12月の収入見込金額
 ⇒ (1～4月分の収入金額合計) + (5～12月の収入見込金額合計) … 推算年額

（注2）アルバイトの本年見込収入金額を計上する場合

- ① 2023年1月以降申込月までに得た収入金額、及び申込月以降2023年12月までに得られる予定の収入見込金額の合計を「【用紙②】収入計算書」 「本年見込用(表)」の「アルバイト 収入額」欄に記入します。
- ② 収入年額の推算については、「【用紙②】収入計算書」裏面に計算式を記入してください。
計算式例：(5月申込の場合) 給与明細のコピー(1～4月分)を提出。5～12月分は証明書なし。
⇒ (1～4月分の収入金額合計) ÷ 4 × 8 (5～12月分) … 5～12月の収入見込金額
⇒ (1～4月分の収入金額合計) + (5～12月の収入見込金額合計) … 推算年額
- ③ 申込時点でアルバイトの実績がない場合は、本年見込収入額として計上は不要です。
例：(5月申込の場合) 4月にアルバイトを辞めたため、申込時点でアルバイトを行っていない。
⇒ 本年見込収入額として4月までの収入は計上不要
- ④ アルバイト収入がある人で、本年見込欄に収入金額を書き込んだ場合は、実働の就労時間(週あたり)の記入が必要です。
(注1) 短期アルバイトを複数行っている場合は、年間の実働就労時間を推計し、そこから週あたりの就労時間を算出してください。
(注2) 宿直・ビルの管理人等の場合、「週あたりの就労時間」には拘束時間ではなく実働時間をスカラネットに入力してください。

（注3）申込中の奨学金がある場合

申込時点で奨学金の貸与・給付の実績がない場合は、本年見込収入額として計上は不要です。

（注4）預貯金を取り崩して生活している場合

- ① 「【用紙②】収入計算書」の「その他の収入」欄に、取り崩した預貯金額を記入してください。
- ② 定職、アルバイト、父母等からの給付額、奨学金のいずれの収入もなく、預貯金の取崩しのみで生活している場合は、生活費の出入れに使用している預貯金通帳(口座名義と直近3か月程度の記帳部分)のコピーを提出してください。

○「本年見込」欄の記入に当たっての留意点

収入変動の状況	「本年見込」欄に記入(入力)する内容
2023年(1月～12月)中に途中就職した場合	無職の期間の収入金額等(父母等からの給付金やその他の収入)、及び2023年12月末までの収入金額等(見込み)の合計
2023年(1月～12月)中(申込月まで)に途中退職した場合 ※予定は除く	2023年12月末までに退職した定職・アルバイト以外 ^① の収入金額等(見込み)の合計 ※申込月までに退職した定職・アルバイトは含めないでください。
2023年(1月～12月)中(入学又は進級月の前月まで)に受けていた奨学金が終了した場合 ※予定は除く	2023年12月末(入学又は進級月の前月)までに終了した奨学金以外 ^② の収入金額等(見込み)の合計 ※入学又は進級月の前月までに終了した奨学金は含めないでください。
2023年(1月～12月)中に収入が増減した場合	2023年1月以降申込月までに得た収入金額及び申込月以降2023年12月までに得られる予定の収入見込金額の合計 例：2023年3月まで月収15万円で、2023年4月以降月収12万円の場合 本年見込収入金額は、15万円×3か月+12万円×9か月=153万円となります。 なお、賞与が支給される場合は、賞与の金額を加算します(ただし、支給の有無が業績によって決定される等の事由により、申込み時点で支給有無が未確定の賞与は除きます)。